

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成22年6月25日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 良食生活館新和店  
所在地 新潟市中央区新和1丁目8番8号  
設置者 日南ホーム株式会社 代表取締役 圓山 浩史
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2,180㎡  
(変更後) 1,944㎡
  - (2) 荷さばき施設の位置  
(変更前) 2箇所  
(変更後) 3箇所 位置は届出書に添付された図面のとおり
  - (3) 駐輪場の位置  
(変更前) 2箇所  
(変更後) 2箇所 位置は届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前10時から午後8時まで  
(変更後) 午前9時から午後12時まで
  - (5) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで
- 3 変更する年月日  
平成23年2月9日（但し、軽微変更と認められた場合はその日以降）
- 4 届出年月日  
平成22年6月9日

5 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

6 縦覧期間

平成22年6月25日から平成22年10月25日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール [shogyo@city.niigata.lg.jp](mailto:shogyo@city.niigata.lg.jp)